

令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要項の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、地場産業の新商品・新役務の開発や販路開拓、人材育成の取組に要する経費の一部を補助することにより、業界の自立化を進めるとともに、変化に的確に対応できる産業の育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項における「地場産業」、「中小企業者」、「組合」、「グループ」及び「茨城県伝統工芸品事業者団体」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 「地場産業」とは、歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種の工業出荷額が5億円以上あること。
 - イ 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の工業出荷額若しくは中小企業数の10パーセント以上を占める業種であること。
 - ウ 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における当該業種及び関連業種の中小企業数が10社以上の集まりであること。
- (2) 「中小企業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
 - イ 企業組合又は協業組合
- (3) 「組合」とは、地場中小企業者によって構成されている組合又は団体であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同小組合又は協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合
 - ウ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第6号）に基づく酒造組合
 - エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる法人
 - オ その他、知事が特に必要と認める団体
- (4) 「グループ」とは、組合又は組合の構成員たる中小企業者を主として構成するグループであって、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して、知事が実施主体として認めたものであり、かつ以下の条件を満たすものをいう。
 - ア 当該グループの構成員の中に、必ず組合若しくは組合に属する製造業、卸売又は小売業に属する中小企業者が参加していること。
 - イ 事業の実施に係る補助金の交付の窓口かつ経理を行う実施主体を定め、当該実施主体が補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしていること。
- (5) 「茨城県伝統工芸品事業者団体」とは、茨城県伝統工芸品指定要領（昭和62年12月25日制定）に基づき知事が指定する工芸品の製造業者が10社以上で構成し、事業の実施に係る補助金の交付の窓口かつ経理を行う実施主体を定め、補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしていること。

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金は、産地イメージの向上や産地ブランドの形成を図る積極的な中小企業者、組合、グループ、茨城県伝統工芸品事業者団体が次の各号に掲げる事業を行うために必要な経費であつて、別表に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(1) 地場産品販路開拓等支援事業

市場調査、商品又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は出展並びに通信販売等の顧客獲得に係る事業

(2) 地場産業人材育成等支援事業

補助事業者が地場産業に係る地域人材定着の促進、人材確保・養成を図ることを目的として行う講習会の開催、研修等の事業

(補助率)

第5条 県が交付する補助金の額は、第4条第1項に規定する事業経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとするものは、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を、減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書(様式第1)の提出があつた場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書(様式第2)の送付を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となつた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は費用の区分間の20パーセントを超える経費区分を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業内容(経費の配分)変更承認申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補

助事業の執行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第 5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第 12 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式第 6）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第 7）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び特別地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び特別地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令からなされた 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 15 条 知事は、第 9 条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

3 前 2 項の決定により取消又は変更を行った場合には、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 9）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業者が補助事業により取得し又は効用が増加した取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りではない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(証拠書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に申請により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（様式第 11）により速やかに知事に報告しなければならない。

(実施結果の企業化)

第 19 条 補助事業者は、本補助事業（商品又は役務の改良に係る事業を実施したものに限る。）の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 15 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の企業化状況報告書（様式第 12）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(工業所有権等に関する届出)

第 20 条 補助事業者は補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、補助事業者は、当該年度の終了後 15 日以内に工業所有権届出書（様式第 13）を知事に提出しなければならない。

(成果の発表及び普及)

第 21 条 補助事業者は、知事とその成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(収益納付)

第 22 条 知事は、企業化状況報告書により補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の企業化、工業所有権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

付 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

地 場 産 業 等 総 合 支 援 事 業 費 補 助 金
補 助 対 象 経 費

事業区分	補 助 対 象 経 費	
	経 費 区 分	内 容
(1) 地 場 産 品 販 路 開 拓 等 支 援 事 業	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費、職員海外旅費(海外展示会に出展する場合のみ)、専門家海外旅費(海外展示会に出展する場合のみ)
	事 業 費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳料(翻訳料を含む)、消耗品費、雑役務費、保険料、借損料、コンサルタント雇用料、委託費
	試作改良費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント雇用料、委託費
	そ の 他	上記に掲げるもののほか、茨城県知事が特に必要と認める経費
(2) 地 場 産 業 人 材 育 成 等 支 援 事 業	謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費
	庁 費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、研修教材等諸費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、通訳料(翻訳料を含む)、設備の賃借料及び保守料
	委 託 費	地場産業人材育成等事業の一部を委託する経費
	そ の 他	上記に掲げるもののほか、茨城県知事が特に必要と認める経費

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所
申請者 名 称
代表者

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付申請書

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 6 条の規定により、別紙の書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(様式第 1 補助事業計画書のとおり)

4 補助事業開始及び完了予定期日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注 1) 交付申請書に次の算式を明記すること。

$$\begin{aligned} & \text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} \\ & = \text{補助金交付申請額} \end{aligned}$$

(注 2) 申請に応じて () 内を適宜修正すること。

(注 3) 申請にあたっては本様式にあわせて「県税に未納がないことを証する納税証明書」を提出すること。

(注 4) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第 1

地場産業等総合支援事業費補助金 補助事業計画書

- 1 地場産品販路開拓等支援事業
- 2 地場産業人材育成支援事業 (何れか一つに○を付して下さい)

(1) 申請者及び事業内容

申請者	名 称：	資本金： 円
	代表者：	(出資金)
	住 所：	従業員： 人
	電話・FAX：	
実施計画名等	(地場産品等が具体的に分かる計画名を記載)	
	(地場産業の歴史的(創業変遷等)又は風土的特徴等について記載)	
事業内容	(地場産品の特徴や状況等を入れながら具体的な事業展開を記載)	チェック項目
		☐ 市場調査 ☐ 研究開発 ☐ 商品・役務改良 ☐ 展示会出展等 (☐ 国内 ☐ 海外)
事業の必要性、期待される効果及び目標		
事業の実施日程	(開始予定) 令和 年 月 日 (完了予定) 令和 年 月 日	
事業の実施場所	(場所名) (住 所)	
外部への委託・委嘱予定先	(委託先／名称、代表者、住所、電話番号)	
	(委託先業務概要) (委託内容)	
委嘱予定の技術者又は専門家の氏名及び職業	(氏 名) (役職等)	

(2) 経費配分

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に 要する経費	補 助 対象経費	経費内訳	負担区分
					補助金 要望額
謝 金					
旅 費					
事業費					
試 作 改良費					
委託費					
庁 費					
そ の 他					
合 計					

(注1) 個別実施計画・事業ごとに作成のこと(販路開拓等支援事業と人材育成等支援事業を実施する場合には別に作成すること)。

(注2) (1)事業内容、(2)経費区分について各1頁の2頁1組とし、上記事項を簡潔に記載した上で、詳細については別紙を用いるなど、できるだけ具体的に記載及び関係資料を添付すること。

(注3) 「経費区分」とは、謝金・旅費・事業費・試作改良費・委託費・庁費その他の経費をいう。

(注4) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費(補助対象外経費も含めた経費)をいう。

(注5) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注6) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注7) 「補助金要望額」とは、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

殿

茨城県知事

令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和6年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分、この配分された経費の額に対応する補助対象経費及び補助金の額の区分は、別表のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項（以下「交付要項という。」）第5条に定める補助率に従い、補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された補助金の額のいずれか低い方の額の合計額とする。
- 5 交付要項第9条第1項に規定する補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更する場合とは、「（申請書に添付される補助事業計画書の）経費の配分表における事業区分ごとの経費区分間の配分額の20パーセント以内の変更をする場合以外をいう。
- 6 補助事業者は、茨城県補助金等に関する規則及び交付要項に従わなければならない。
- 7 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要項の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には当該仕入控除税額を減額することとなる。

別表

補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額

補 助 事 業 者 名			住 所		
事 業 の 名 称					
補 助 金 額					
区 分		補 助 事 業 に 要 す る 経 費 (円)	補 助 対 象 経 費 (円)	補 助 金 の 額 (円)	備 考
補 助 対 象 物 件	謝 金				
	旅 費				
	事 業 費				
	試 作 改 良 費				
	委 託 費				
	庁 費				
	合 計				

※各経費区分の補助対象経費の積算明細は申請書のとおりとする

様式第 3 （第 9 条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る
補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書

令和 年 月 日付け技革第 号で交付決定通知があった上記補助事業の
計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 事業名

- 2 変更の理由
様式第 3 の別紙 1 を添付のこと

- 3 変更の内容

様式第 3 の別紙 1

地場産業等総合支援事業費補助金

1 地場産品販路開拓等支援事業

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝 金					
旅 費					
事業費					
試作改良費					
合 計					

2 地場産業人材育成等支援事業

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝 金					
旅 費					
庁 費					
委託費					
合 計					

(注 1) 変更を行おうとする事業区分についてのみ記載すること。

(注 2) 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

(注 3) 経費の増減について、補助対象経費欄に積算内訳を記入すること（別紙を用いても差し支えない）。

(注 4) 補助事業の内容変更のうち、補助事業に要する経費の増減の場合には、補助事業の経費配分の変更の場合に準じてこの表を作成すること。

(注 5) 補助事業を新たに委託しようとするに伴い経費の配分の変更を行うときは、備考欄に委託の内容、委託先を記載すること。

様式第4 (第10条関係)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け技革第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認願います。

記

- ## 1 中止（廃止）の理由

- ## 2 中止の期間

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け技革第 号で交付決定通知があった上記の補助
事業の遅延等について、令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項
第 11 条により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して執った処置

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け技革第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第12条の規定により、概算払いを下記のとおり申請します。

記

金 円

（内 訳）

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回申請額	金	円
残 額	金	円

[概算払を必要とする事由並びに月別所要見込額]

補助金の振込先

金融機関名		銀行 支店 ((株)ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定下さい)
預金種目		普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()
口座番号		
口座名義		
口座名義人	住 所	
	電 話 番 号	

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金
に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け技革第 号で交付決定通知があった上記補助事業
を令和 年 月 日付けで完了（廃止・中止）しましたので、令和 7 年度茨城県
地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第13条の規定により次の書類を添えて報
告します。

- 1 補助事業に関する実績報告
・地場産業等総合支援事業費補助金（別紙 1）
- 2 決算総表（別紙 2）

（注 1）実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（注 2）本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

補助事業に関する実績報告

1 地場産品販路開拓等支援事業

(1) 実施主体の名称及び代表者氏名

(2) 事業内容

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施場所及び実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

(3) 委託した場合

委託先

委託契約日及び委託期間

具体的内容

2 地場産業人材育成等支援事業

(1) 実施主体の名称及び代表者氏名

(2) 事業内容

実施テーマ名

事業実施担当者の氏名及び職業

具体的内容

実施場所及び実施期間

委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業

(3) 委託した場合

委託先

委託契約日及び委託期間

具体的内容

(注 1) 事業ごとに一葉作成のこと。

(注 2) 事業内容について報告書等があれば添付引用して差し支えない。

決 算 総 表

1 地場産品販路開拓等支援事業

(単位：円)

	当初又は変更後の補助事業計画額	補助事業に要した経費 (実績額)	実績額の内訳	補助金の額	備考
謝 金					
旅 費					
事業費					
試作改良費					
合 計					

2 地場産業人材育成等支援事業

(単位：円)

	当初又は変更後の補助事業計画額	補助事業に要した経費 (実績額)	実績額の内訳	補助金の額	備考
謝 金					
旅 費					
庁 費					
委託費					
合 計					

(注 1)事業ごとに一葉作成のこと。

(注 2)実績額の内訳欄については、別紙としても差し支えない。

茨城県知事

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金については、令和7年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助事業名

2 補助金の確定額 円

3 その他

様式第 9 （第 16 条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区分財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注） 1．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 16 条第 2 項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2．数量は、同一規格であれば一括して記載して差支えない。但し、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3．取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け技革第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に関し、下記の財産を処分したいので、令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 16 条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け技革第 号をもって交付決定があった上記補助金について、
令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 18 条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

茨城県知事

殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る企業化状況報告書

令和 年 月 日付け技革第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に関し、令和 年度の企業化状況について、令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 19 条の規定により、下記のとおり報告します。

計画名	補助金 確定額	試作・開発費 (試作・改 良費)の額	補助事業に 係る本年度 収 益 額	控除額	本年度まで の補助事業 に 係 る 支 出 額	基 準 納付額	前年度まで の補助事業 に 係 る 県 へ の 累積納付額	本年度 納付額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)

(記載留意事項)

- 「試作・開発費の額（試作・改良費）：(A)」とは、補助金確定額のうち経費区分「試作・開発費（試作・改良費）」の額をいう。
- 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。なお、(B) が 0 又はマイナスの場合には、(C) (D) (E) (G) の項目については、記載しないこと。
- 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、代表者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は 0 とする。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「試作・開発費の額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) A / D)$
- 「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「試作・開発費の額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「試作・開発費の額：A」を超える場合には、「試作・実験費の額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

氏 名

令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金に係る工業所有権届出書

令和 年 月 日付け技革第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に関して、下記のとおり工業所有権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、令和 7 年度茨城県地場産業等総合支援事業費補助金交付要項第 20 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 開発題目
- 2 種類（番号及び工業所有権の種類）
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内 容
- 5 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）